

## 藤沢市教育委員会 3月定例会 会議録

日 時 2024年(令和6年)3月22日(金)  
午後5時00分～午後5時29分  
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議題
  - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 5 議事
  - (1) 議案第43号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について
  - (2) 議案第44号 藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
  - (3) 議案第45号 藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について
- 6 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多化子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	峯 浩 太 郎	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	近 尚 昭	教育部参事	加 藤 財 英
生涯学習部参事	横 田 隆 一	学校給食課長	濱 野 光 平
スポーツ推進課長	高 田 美 彦	教育総務課主幹	小 門 前 清 彦
教育総務課主幹	浅 野 智 一	生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也
教育総務課課長補佐	安 西 美知代	学校給食課課長補佐	田 中 弘 光
生涯学習総務課課長補佐	山之内 朋 子	スポーツ推進課課長補佐	三 部 梨加子
書 記	藤 田 健 司		

午後 5 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。  
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 3月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。  
本日の会議録に署名する委員は、4番の石井委員、5番の井沼委員に  
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番の石井委員、5番の  
井沼委員をお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回定例会の会議録の確認をいたします。  
何かございますでしょうか。  
(訂正等発言：なし)

特にないようですので、了承することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 これより議題に入ります。  
議題(1)「教育長職務代理者の指名について」を審議いたします。(議  
案書参照)

議案書の1ページをごらんください。

この議題につきましては、種田現教育長職務代理者の任期が、2024年  
3月31日をもって満了となることから、「地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律」第13条第2項の規定により、2024年4月1日から2025年3  
月31日までの藤沢市教育委員会 教育長職務代理者を指名するものです。

なお、教育長職務代理者につきましては、教育長による指名となっ  
ております。

それでは、指名をいたします。

教育長職務代理者には、幅広い見識を有しておられます石井委員を指  
名したいと思います。

任期は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間といたしま  
す。

どうぞよろしくお願をいたします。

それでは、石井委員から、一言お願いをいたします。

石井委員 教育長からご指名がありましたとおり、4月から私が、教育長職務代理者を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩本教育長 ありがとうございます。

この議題につきましては、以上といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。

議案第43号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

高田スポーツ推進課長 議案第43号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の2ページをごらんください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、障がい者スポーツの振興を目的に、藤沢市立スポーツ施設の利用に係る団体登録要件を緩和することに伴い、関係する規則において所要の改正をする必要によるもの、また、藤沢市有料公園施設等使用規則の一部改正に伴い、関係する規則において所要の改正をする必要によるため、ご提案を申し上げます。

7ページの「新旧対照表」をごらんください。

初めに、団体登録人数の要件につきましては、(1)「10人以上の者で組織されている団体であること。」の後に「ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。」と加え、そのアからカに、障がい者スポーツ団体に該当する要件を示すものでございます。

次に、8ページの中段をごらんください。

市内在住、在勤、在学の要件につきましては、(2)「団体を組織している者の半数以上の者が、次のアからエまでに掲げる者のいずれかに該当すること。」の後に「ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。」と加えるものでございます。

団体登録同様の要件が規定されている施行規則といたしまして、14ページの「藤沢市スポーツ広場条例施行規則」、19ページからの「学校体育施設の市民利用に関する規則」がございまして、一括して改正をさせていただきます。

続きまして、「利用料金の減免手続等」について、ご説明をいたします。9ページにお戻りいただきたいと思います。

利用料金の減免手続等において、第18条「条例第7条の規定により減額する利用料金（附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る料金を除く。）の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。」の後に「ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。」と加えるものです。

次に10ページをごらんください。

第2項第4号「次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合」という記載を、「第4条第1号ただし書アからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合」に改め、同項の記載のアからカを削除。

11ページにお進みいただきまして、第18条第4項記載の「第2項第4号」を、「第4条第1号ただし書アからカ」に改めるものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

「既納の利用料金の還付手続等」において、「ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。」という記載を、「ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。」とするものでございます。

なお、同様に藤沢市スポーツ広場条例施行規則を改正する必要がございますので、これらを一括で改正をさせていただくものでございます。

以上で、議案第43号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第43号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

この議案については、私も障がい者として、スポーツをしている一市民として、藤沢市に要望書を出したところです。短い期間で、それをしていただいで、とてもうれしく思っております。

障がい者がスポーツをする環境というのは、やはりなかなか恵まれていないところがありまして、少ない人数でもスポーツができるようにしていただいで、とてもありがたいと思っております。感謝申し上げます。

それと、1点だけ質問ですが、今回、秩父宮記念体育館の条例施行規則等の一部改正ですが、秋葉台の体育館などは、別の規則でしょうか。秋葉台も、秩父宮記念体育館条例施行規則で、同じように改正をしていただいでいいのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

三部スポーツ推進課課長補佐

ご質問につきましては、秩父宮記念体育館は教育施設になりますので、秩父宮記念体育館の条例に基づくものになりますけれど

も、秋葉台公園や八部公園の運動施設につきましては、藤沢市有料公園施設等使用規則に基づくものになります。

こちらは、市長部局所管の規則となりますので、教育委員会の定例会でのご審議の内容とはならないのですが、同様な改正を市長部局でも行っているところがございますので、ご理解をお願いいたします。

種田委員                   ご説明ありがとうございます。

岩本教育長               ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員               非常に細かいことの確認ですけれども、8ページの(2)の、下線が引いてある、その前のところですが、「次のアからエまでに掲げる者」の、この「エ」の項目がないのですが、これは、あえて略していらっしゃるのでしょうか。旧を見ても、アからウまでしかないようでございますが、いかがでしょうか。確認です。

三部スポーツ推進課課長補佐   こちらは、改正前の条例についてアからエまでとなっているところでありましてけれども、その時点で、既にエはない状況になっているところでは。

なので、併せて替えられるようであれば替えるように検討したいと思っております。(※事務局注：最後に訂正発言あり)

飯盛委員               ありがとうございました。

岩本教育長               ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようすので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長               それでは、議案第43号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長               それでは、続きまして、議案第44号「藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について」を、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事       議案第44号「藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の22ページをごらんください。

この議案の提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が引き上げられたことに伴い、60歳超の学校用務員及び学校給食調理員の上級主査の業務範囲に関して、新たに規定する必要があるものでございます。

「1 一部改正する規程」につきましては、議案書の23ページに記載のとおりでございます。

次に、改正する内容について説明いたしますので、議案書の25ページ、「新旧対照表」をごらんください。

現在、上級主査である学校用務員及び学校給食調理員につきましては、業務監督者として、その職務を第6条において規定しております。

26ページに移りまして、このたび、地方公務員法の一部改正により、定年が延長されたことに伴い、第7条を追加し、60歳超の上級主査の職務を、職員の指導育成及び上級主査の指導助言と、新たに規定するものでございます。

議案書の22ページにお戻りください。

「2 施行期日」につきましては、令和6年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第44号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第44号「藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第45号「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事

議案第45号「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について」を、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の27ページをごらんください。

この議案の提案理由につきましては、本市の市立学校適正規模・適正配置第1期実施結果を策定する必要によるものでございます。

次に、策定する内容について説明いたしますので、28ページの資料1の、「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について」をごらんください。

藤沢市教育委員会では、現在、次代を担う子どもたちにとって、より

よい教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところでございます。

令和5年6月、市議会定例会子ども文教常任委員会において、第1期実施計画（素案）を報告後、これまでにいただいたご意見を踏まえ、藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画（案）を作成いたしましたので、その内容について報告するものでございます。

「1 素案報告後の経緯」でございますが、令和5年6月、市議会では素案を報告した後、7月から8月に、素案に関するパブリックコメントを実施するとともに、地域及び拠点説明会を市民センターと市役所において開催いたしました。

8月の行政改革等特別委員会では、「藤沢市行財政改革2024実行プラン令和4年度実績について」の中で、「これからの学校のあり方の検討」として報告を行いました。

その後、市議会やパブリックコメントでいただいたご意見について、改めて藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会で協議を行い、素案に修正を加え、令和4年5月の諮問に対し、本年1月、検討委員会委員長から、第1期実施計画の策定に向けた答申がございました。

この答申をもとに、教育委員会がまとめた第1期実施計画（最終案）を、今月5日に開催された藤沢市議会2月定例会子ども文教常任委員会において報告いたしました。

「2 「素案」に対する主な意見」でございますが、(1)の、市議会からは、2040年に6校に1校が過大規模校とは、全国を探しても例はなく、非常事態であり、学校を新たに設置すべきである、などのご意見をいただきました。

(2)の、パブリックコメントといたしましては、記載の期間に6人11件のご意見をいただきました。

主な意見といたしましては、児童数とともに校庭の広さなども学区変更時に考慮すべき、といったご意見や、クラス定員は可能な限り少人数にすべき、また、学校を新設すべき、などのご意見がございました。

29ページにお移りいただきまして、(3)の、地域及び拠点説明につきましては、記載の期間に地域説明会として、鶴沼市民センター、辻堂市民センター、六会市民センターにおいて開催、また、拠点説明会として、湘南台市民センター及び市役所本庁舎において開催いたしました。

主な意見といたしましては、通学区域の見直しについては、インターネットを活用して意見を求めると、協力してくれる人も多いと思う。スクールバスの導入は、効果が見込めると思う。また、自治会や町内会は

保護者同士の結びつきの基盤となるため、学区の見直しの際には、この点を考慮してほしいなどのご意見がございました。

次に、「3 第1期実施計画」につきましては、別冊の資料2のとおりで、「4 素案からの修正点」につきましては、資料2の10ページをご覧ください。

中段の下線を付した、なお書きの一文を加えたことが素案からの修正点で、パブリックコメントの児童数とともに校庭の広さなども学区変更時に考慮すべきとのご意見を反映させまして、本取組を推進する際には、学校規模と各学校施設の大きさも併せて考慮することとする旨を追記したものでございます。

議案書の29ページにお戻りください。

「5 今後の取組」でございますが、この実施計画を策定後の令和6年度以降は、学識経験者、学校教職員及び市の関係団体の代表者などで構成する「(仮称)藤沢市立学校通学区域検討委員会」を新たに設置し、通学区域の検討を行ってまいります。

また、通学区域検討委員会の下部組織として、各地区の関係団体の代表者、保護者及び地域住民などで構成するワークショップを市内南北で開催し、各地区の実情に応じた通学区域となるよう、意見を出し合う場を設けてまいります。

通学区域検討委員会は、ワークショップの進捗を管理するとともに、提案された意見の調整を行った上で、新たな通学区域の設定案を作成してまいります。

30ページにお移りいただきまして、「6 今後のスケジュール(予定)」でございますが、令和6年度から、通学区域の見直しに向け具体的な取り決めを進めてまいります。通学区域の見直しは、最長3年間を期限として検討を行い、新たな通学区域決定後は、周知期間を経て、令和10年度までに、新たな通学区域の導入を予定しております。

また、令和9年度からは、第2期実施計画の策定に向けての検討を開始し、令和10年度末までに、第2期実施計画を策定する予定でございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第45号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

令和6年度から、学区を変更してもとの学区とは異なる学校に行かれる方がいらっしゃると思いますが、どれぐらいの数になったのでしょうか

か。

浅野教育総務課主幹 令和6年からの学区の見直しというところのご質問でよろしかったでしょうか。

種田委員 学区の見直しというか、学区を越えて違う学校に希望された方を募られたと思うのですが。

浅野教育総務課主幹 その制度については、令和6年、この4月から辻堂小学校に通う予定の小学校新1年生の保護者に対して、通知を送らせていただきました。

今回の対象者としては250人弱いましたけれども、そのうち、選択できる学校としては、浜見小学校と鶴南小学校、この2校を選択できるようにしております。

それぞれ浜見小学校については4人、鶴南小学校について12人という形で申請が出てきておまして、ともにその人数が、選択していただいた学校に通える形で、通常の小学校ではなく、選んでもらった学校に行っていただくような形になっております。

それで、この4月から16名、ただ、1名については私学を選んだ関係で、結果的には15名という形になっております。

種田委員 今年度から動いているので、新年度がどうなったのかなと思ひまして、質問をさせていただきました。今後ともよろしく願ひいたします。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第45号「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 ここで、生涯学習部から発言があります。

高田スポーツ推進課長 先ほどの議案第43号でご説明をさせていただきました際に、「新旧対照表」の8ページの(2)ですが、「次のアからエ」と記載されているもの、これは、施行規則を確認しましたところ、「アからウ」とするのが正しかったものでございます。資料の作成の際の転記を誤ったということで、改正の必要はありませんでしたということでご報告をさせていただきます。

岩本教育長 ただいまの件は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

